

〈資料1〉

エシカル消費普及啓発に係るポスター制作業務委託に係る 企画提案競技実施要領

秋田県生活環境部県民生活課

この実施要領は、秋田県（以下「県」といいます。）が実施するエシカル消費普及啓発に係るポスター制作業務委託（以下「本業務」といいます。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

なお、本実施要領と、県が公表したその他資料等との間に異なる点がある場合は、本実施要領に記載している内容を優先します。

1 業務内容

- (1) 業務名 エシカル消費普及啓発に係るポスター制作業務委託
- (2) 業務の仕様等 別添〈資料2〉の仕様書のとおり
- (3) 委託予定期間 契約締結の日から令和8年11月30日まで
- (4) 委託額の上限 198,000円
(うち、消費税及び地方消費税額 198,000円)

2 実施スケジュール

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 実施要領等の公開 | 令和8年7月 6日（月） |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和8年7月13日（月）午後5時まで |
| (3) 上記質問に対する回答 | 令和8年7月16日（木）（予定） |
| (4) 参加資格確認申請の期限 | 令和8年7月22日（水）午後5時まで |
| (5) 参加資格の確認結果の通知 | 令和8年7月27日（月）（予定） |
| (6) 参加が認められない理由の請求 | 令和8年7月29日（水）午後5時まで |
| (7) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年8月 7日（金）午後5時まで |
| (8) 企画提案の審査（書面） | 令和8年8月中旬予定 |
| (9) 審査結果の通知 | 令和8年8月下旬予定 |
| (10) 契約締結 | 令和8年8月下旬予定 |

3 参加資格に関する事項

この企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」といいます。）の全てを満たす者で、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とします。

- (1) 単独企業による参加
 - (ア) 秋田県内に本社、支社、支店又は営業所を有する法人であること。
 - (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者、再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
 - (エ) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
 - (オ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと。
 - (カ) 県税の滞納がないこと。
 - (キ) 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに対応できる体制を整えていること。
 - (ク) 過去2年間以内に本業務と同種の業務実績を有する者。
- (2) 共同企業体による参加
- (ア) 共同企業体を構成する者のうち、いずれかが3（1）の（ア）及び（ク）を満たしていること。ただし、共同企業体の代表者は、3（1）の（ア）を満たしていること。
 - (イ) 共同企業体を構成する全ての者が、3（1）の（イ）～（キ）を満たしていること。
 - (ウ) 共同企業体の構成員である者は、本企画提案競技への単独参加及び他の共同企業体の構成員としての参加はできない。

4 手続等に関する事項

(1) 担当課

秋田県生活環境部県民生活課 消費生活チーム

住 所：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話：018-860-1517

FAX：018-860-3891

メールアドレス：kenminseikatu@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技の書類の交付

応募に必要な書類は秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の県民生活課のページ又は「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」からダウンロードしてください。

- ・〈資料1〉 企画提案競技実施要領（本書）
- ・〈資料2〉 仕様書
- ・〈資料3〉 見本作品作成要領
- ・〈資料4〉 企画提案審査委員会設置要領
- ・【様式1】 実施要領等に関する質問票
- ・【様式2】 企画提案競技参加資格確認申請書
- ・【様式3】 会社概要整理票
- ・【様式4】 共同企業体結成届等（共同企業体参加の場合のみ）
- ・【様式5】 参加辞退届
- ・【様式6】 企画提案書

（3）実施要領等に関する質問の受付

質問は、【様式1】 実施要領等に関する質問票で受け付けます。

- （ア） 受付期間 令和8年7月13日（月）午後5時まで
- （イ） 提出方法 電子メール（郵送、持参は不可）
- （ウ） 提出先 4の（1）に同じ
- （エ） 回答方法 質問事項及び回答をとりまとめの上、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の県民生活課のページ及び「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載
- （オ） 回答期日 令和8年7月16日（月）（予定）

（4）参加資格の確認

参加を希望する者は、次の書類を期限までに提出し、参加資格の確認を受けてください。

- （ア） 提出書類 **【様式2】 企画提案競技参加資格確認申請書（※）**
【様式3】 会社概要整理票（※）
【様式4】 共同企業体結成届等（共同企業体参加の場合のみ）
※共同企業体参加の場合は、全ての構成員分の書類を代表者が提出してください。
- （イ） 提出方法 電子メールによりPDF形式のデータで提出（郵送、持参は不可）
- （ウ） 提出期限 令和8年7月22日（水）午後5時まで（必着）
（提出したメールへの返信にて受領確認を行いますので、返信がない場合は事務局あてにお問い合わせください。）
- （エ） 提出先 4の（1）に同じ
- （オ） 結果通知 令和8年7月27日（月）（予定）までに電子メールで通知
- （カ） 留意事項 ・提出期限までに提出しない者又は参加が認められなかった者は

企画提案競技に参加することができません。

- ・参加資格確認申請書類に虚偽記載があった場合は参加の資格を取り消します。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する説明

(ア) 参加資格確認の結果、参加が認められなかった者は、県に対し、書面（任意様式）でその理由の説明を求めることができます。

- ・提出期限 令和8年7月29日（水）午後5時まで（必着）
- ・提出方法 電子メール（郵送、持参は不可）
- ・提出先 4の（1）に同じ

(イ) 県は、書面を受理した日から5日以内に、説明を求めた者に対して書面でその理由を説明します。

(6) 参加資格の喪失及び辞退

参加者は、参加資格確認後要件に該当しなくなったときは、参加資格を失います。また、都合により辞退する場合は、【様式5】の参加辞退届を提出してください。

(7) 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書等は、次により提出してください。

(ア) 提出する書類

- ・企画提案書【様式6】
- ・見本作品
- ・見積書（任意様式）
- ・女性の活躍推進に関する書類（該当する場合のみ。）
- ・賃金水準の向上に関する書類（該当する場合のみ。）

(イ) 企画提案書の作成及び提出

- ・企画提案書は、〈資料2〉仕様書を熟読して作成してください。
- ・提出できる企画提案書は1案とします。
- ・企画提案書のサイズは、原則としてA4判とします。
- ・提出部数は正本1部、副本5部とします。
- ・正本のみ、所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び連絡先を記入の上、提出してください。審査の公正を期すため、副本には、所在地、商号又は名称、代表者職氏名、連絡先及び参加者等を特定できる文字、記号を一切記載せずに提出してください。
- ・副本のうち1部はダブルクリップ等で留めたものとしてください。

(ウ) 見本作品の作成及び提出

- ・見本作品は、〈資料3〉見本作品作成要領を熟読して作成してください。

- ・提出できる見本作品は1案とします。
- ・見本作品のサイズは、原則としてA4判以上A3判以下とします。
- ・提出部数は6部とし、カラープリントしたものとします。
- ・見本作品には、所在地、商号又は名称、代表者職氏名、連絡先及び参加者等を特定できる文字、記号を一切記載せずに提出してください。

(エ) 見積書の作成及び提出

- ・本業務の実施に当たって必要となる全ての経費を記載してください。
- ・見積書には所在地、商号又は名称、代表者職氏名、担当者職氏名及び連絡先を記載してください。
- ・提出部数は1部とします。

(オ) 女性の活躍推進に関する書類

- ・〈資料4〉企画提案審査委員会設置要領別表に記載する「女性の活躍推進に関する取組の加点」に該当する場合は、次の書類を提出してください。なお、提出がない場合は加点されません。

区分	提出書類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定 (※1)	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰(※2)の受賞	表彰状の写し(写真可)

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 「秋田県知事表彰」は、「女性活躍・両立支援企業表彰(令和7年度から「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して実施するもの。)」、「女性の活躍推進企業表彰」、「子ども・子育て支援知事表彰」、「男女共同参画社会づくり表彰」とする。

- ・提出部数はいずれも1部とします。

(カ) 賃金水準の向上に関する書類

- ・〈資料4〉企画提案審査委員会設置要領別表に記載する「賃金水準の向上に関

する取組の加点」に該当する場合は、次の書類を提出してください。なお、提出がない場合は加点されません。

算出方法	区分	提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	(i) 直近年及びその前年(※)の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	(ii) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	(iii) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	(iv) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

※令和8年の場合は、直近年の令和7年及びその前年の令和6年

・提出部数はいずれも1部とします。

(キ) 提出方法及び場所

- ・4の(1)の担当課に持参又は郵便で提出してください。
- ・提出期限 令和8年8月7日(金)午後5時まで(必着)
- ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。
- ・郵送の場合は、郵便書留で提出してください。

(ク) 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなします。

(ケ) 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することができません。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

- (ア) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- (イ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (ウ) その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

〈資料4〉企画提案審査委員会設置要領に基づき、審査を行い、最も優れた企画を提案した者を第1順位の委託候補者とします。

(2) 審査・選定方法等

- (ア) 審査日 令和8年8月中旬予定

(イ) 審査方法

審査は、提出された企画提案書、見本作品等の書面審査により実施します。
企画提案者によるプレゼンテーションは実施しませんが、審査委員から質問があった場合は、事務局を通して企画提案者に質問し、回答を依頼することがあります。

(ウ) 選定

内容の総合評価を行い、第1位順位者を委託候補者として選定します。

(エ) 審査結果通知

令和8年8月下旬に電子メールにより通知します。

(オ) その他

第1位順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

(3) 苦情の申し立て

審査結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に契約担当者に対して書面（任意様式）により申し立てすることができます。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金について

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項により、県に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。ただし、同規則第178条第3号により、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除します。

(2) 企画提案書等の関係

企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、本業務の契約時の仕様書として扱うものとします。

ただし、本業務の目的を達成するために修正する事項がある場合には、県と受託者との協議により契約段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとします。

7 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2) 参加者は、企画提案競技に当たって、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成し

なければなりません。

- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはなりません。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限ります。
- (2) 企画提案書等の取扱い
 - (ア) 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属します。
 - (イ) 参加者が県に提出した書類は、返却しません。
- (3) 提案内容に、特許権や著作権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (4) 本件企画提案に要した費用は、参加者の負担となります。
- (5) 企画提案競技の選定結果は、後日、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に公表します。(掲載先：県民生活課のページ又は「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」)